

30. メートル条約改正について

〔諮問〕

科第201号

昭和27年6月16日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

メートル条約改正について

メートル条約改正について、貴会議の意見を承りたい。

右第41回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

⑤

27工技第291号

昭和27年6月4日

内閣官房長官殿

通商産業事務次官

メートル条約改正に関する日本学術会議

諮問依頼について

メートル条約改正に関し、外務事務次官より工業技術庁長官に対して別紙(1)(2)の通り日本国政府の意見提出方要請があったが、本件に関しては学界方面にも関連するところが多いと思われるので、日本学術会議の意見をも聴取されるよう取計られたい。

以 上

〔答申〕

庶発第 4 4 3 号

昭和 2 7 年 7 月 2 8 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

メートル条約の改正について

(昭和 2 7 年 6 月 1 6 日付科第 2 0 1 号に

よる諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議は、7月25日開催の第51回運営審議会の議を経て下記のとおり答申します。

この答申は、本会議国際度量衡研究連絡委員会に審議を付託し、同委員会で得た成案によっております。

なお、将来メートル条約が改正された場合には、同訳文中の用語に現代慣用の用語を採用されるようあわせて希望します。

記

第7条を次のとおり改正することを適当と認める。

第7条委員会ニ於テ電気ノ単位ソノ他有用ノ単位並目盛ニ関スル統合ノ事業ニ着手シタ後且總會ニ於テ該事項ニツキ全会一致ヲ持ツテ決定シタトキハ中央局ハ其等ノ単位並目盛ヲ現示スル標準器及其副標準器ノ設定及保存並左記標準器ト各国標準器具他ノ精密準器トノ比較ヲ担任スベシ

中央局ハ又物理的定数ニ関スル決定ヲ担任ス 右定数ヲ一層正確ニ知ルトキハ前記(第6条及第1条第1項) 単位並目盛ニ関スル範囲内ニ於ル正確ノ度ヲ増加シ、且其統一ヲ再確實ナラシムルコトヲ得ルモノトスル

中央局ハ又他ノ学会ニ於テ為サレタル同様ノ決定ヲ統合スル事業ヲ担任ス。